

中央防災会議  
第 33 回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

# 中央防災会議 議事次第

日 時：平成 26 年 1 月 17 日（金）9:10～9:40

場 所：官邸 4 階 大会議室

## 1. 開 会

## 2. 会長発言（内閣総理大臣）

## 3. 議 題

- （1）南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定について【諮問】
- （2）首都直下地震緊急対策区域の指定について【諮問】
- （3）防災基本計画の修正について【決定事項】
- （4）首都直下地震対策検討WG最終報告及び政府業務継続計画案について【報告事項】
- （5）会長専決事項の処理について【報告事項】

## 4. 閉 会

○内閣府特命担当大臣（防災） 防災担当大臣の古屋でございます。

ただいまから中央防災会議を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところを徒歩にてお集まりいただき、ありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

まず、中央防災会議会長であります、安倍内閣総理大臣から御発言をいただきます。

○内閣総理大臣 本日は、阪神・淡路大震災が発生してから19年目に当たります。また、東日本大震災の発生から間もなく3年が経とうとしております。災害で亡くなられた皆様、被災された皆様へ、改めて心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本日は、この会議の前に、首都直下地震を想定した閣僚・政府職員の徒歩参集訓練を実施いたしました。この首都直下地震や南海トラフ地震は近い将来における発生が懸念され、首都中枢機能への影響や広域かつ甚大な津波被害など、我が国の社会・経済に深刻な影響を与えることが想定されます。

先般成立した「南海トラフ地震対策特別措置法」や「首都直下地震対策特別措置法」などを適切に運用し、大規模な災害時においても国民の生命・財産を守るため、引き続き、緊張感を持って、防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

本日の会議では、南海トラフ地震及び首都直下地震に係る地域指定についての諮問を行うほか、昨年の災害対策基本法の改正等を受けた防災基本計画の修正について御議論、御決定をいただきたいと思っておりますので、活発な御議論をよろしくお願い申し上げます。

○内閣府特命担当大臣（防災） 総理、ありがとうございました。

ここでメディアの方は御退席をお願い申し上げます。

（報道関係者退室）

○内閣府特命担当大臣（防災） それでは、議題に移らせていただきます。

5つの議題がございます。一括して説明をした後に意見交換を行い、決定事項につきお諮りをしたいと思います。

議題については、日原内閣府政策統括官から御説明をお願いいたします。

○日原統括官 防災担当政策統括官の日原でございます。

お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

5つの議題のうち、議題1及び議題2が諮問、議題3が決定事項、議題4及び議題5が報告事項です。

まず、議題1「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定について」を御説明いたします。資料1-2をお開きください。

本議題は、昨年11月に成立した「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい被害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を「南海トラフ地震防災対策推進地域」として、また、津波が発生した場合に特に著しい津波被害が生じるおそれがあるため、津波

避難対策を特別に強化すべき地域を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」としてそれぞれ指定するに当たりまして、その地域の範囲について本会議に諮問するものでございます。

「南海トラフ地震防災対策推進地域」については、震度分布、津波高などの想定をもとに検討を進めてまいります。また、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」については、浸水の深さ、津波到達時間などの想定を基に検討を進めてまいります。

議題1の説明は以上でございます。

次に、議題2「首都直下地震緊急対策区域の指定について」を御説明いたします。資料2-2をお開きください。

本議題は、昨年11月に成立した「首都直下地震対策特別措置法」に基づき、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震対策を推進する必要がある区域を「首都直下地震緊急対策区域」として指定するに当たりまして、その地域の範囲について本会議に諮問するものでございます。

「首都直下地震緊急対策区域」につきましても、震度分布、津波高などの想定を基に検討を進めてまいります。

議題2の説明は以上でございます。

次に、議題3「防災基本計画の修正について」を御説明いたします。資料3-1をお開きください。

防災基本計画は、災害対策基本法に基づく計画で、各省庁の防災業務計画や地方公共団体の地域防災計画などの基本となるものです。前回の修正は平成24年9月であり、今回が東日本大震災後、3回目の修正となります。

今回の修正は、昨年6月の災害対策基本法の改正内容や、最近の原子力規制委員会における検討内容の反映を主な内容としております。

具体的には、災害対策基本法の改正で措置をした、対処基本方針の作成、指定緊急避難場所や指定避難所の指定など円滑かつ安全な避難の確保、被災者台帳の作成などの各種措置や、原子力災害の対策重点区域における防護措置の実施や緊急時モニタリング体制の見直しなどについて新たに盛り込むものです。

このほか、最近の災害の教訓を踏まえ、昨年台風第26号等を受け、避難勧告の判断基準の明確化についての記述の強化を行うものでございます。

議題3の説明は以上でございます。

次に、議題4「首都直下地震対策検討WG最終報告及び政府業務継続計画案について」を御説明いたします。資料4-2をお開きください。

首都直下地震については、昨年12月19日に首都直下地震対策検討WGの最終報告を公表いたしました。今後30年間に約70%の確率で発生すると想定されるM7クラスの地震対策を主眼とし、当面発生の可能性が低い相模トラフ沿いのM8クラスの地震については長期的視野に立った対策を実施することとしております。

被害想定としては、最悪の場合、約 61 万棟の建物が全壊または焼失、死者数約 2 万 3,000 人、被害額は約 95 兆円に上る一方で、耐震化や出火防止対策などを徹底することで、家屋被害や人的被害を 10 分の 1 に減らすことが可能であるものと推計されております。

今後、首都直下地震対策検討 WG の最終報告を踏まえ、地震対策大綱、地震防災戦略などを作成してまいります。

資料 5-1 をお開きください。

政府業務継続計画案については、昨年 12 月 19 日に、ただいま御説明した首都直下地震の被害想定公表に合わせて、その対策の一つとして公表したものです。

最終ページの 4 ページをお開きください。

首都直下地震の発生時に、中央省庁が実施する非常時優先業務を定めるとともに、その業務を遂行するための執行体制と執務環境を確保しようとするものです。

今後は、本計画案を基に、各省庁における業務実施継続計画の見直しを行っていただくこととしております。

議題 4 の説明は以上です。

最後に、議題 5 「会長専決事項の処理について」を御説明いたします。資料 6 をお開きください。

前回の中央防災会議以降、本日までの間に、資料に記載の 81 件を会長専決いたしましたので、御報告いたします。

説明は以上でございます。

○内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

今の議題につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしく願いをいたします。

泉田委員、どうぞ。

○泉田委員 御指名ありがとうございます。

全国知事会の危機管理・防災特別委員長といたしまして、先の臨時国会において南海トラフ地震及び首都直下地震特措法が成立をしていただいたということに、まず深く感謝申し上げます。この具体化も大変重要であります。ハードの対応、そしてソフトの対応を含めて、さらに政府から御支援・御指導いただけることをお願い申し上げます。

その中で、ソフト面ではありますが、まだ十分、全て対応が終わっているわけではない部分があると考えております。首都直下地震、そして南海トラフ地震、それ以外も含めてということになると思いますが、現在、災害対策法制が原子力とそれ以外に二分化されているということでもあります。原子力災害は、やはり複合災害の場合、地震等で災害が起きる可能性はあるわけですので、ぜひ災害対策法制の一本化をしていただきたいと思います。指揮命令系統が東日本大震災で混乱した原因の一つが、やはりこの中央防災会議を通らな

い形で原子力災害対策会議が形成される場所にも一因があると考えております。

また、この原子力災害については、防災基本計画の修正に当たって、もう少し見直しが必要な箇所があるかと思っています。原発協という、原発立地自治体の協議会からの要請事項が十分取り入れられていないということです。知事会からの要請も行ってはいますが、こちらのほうについても取り入れられていないという状況であります。

幾つか例を申し上げますと、1つは安定ヨウ素剤の配付で、東日本大震災では町民に配った安定ヨウ素剤の回収の指示がなされました。これはなぜそうなるのかということを知ると、薬事法の保険適用にならない、副反応が起きたときに対処できないので、責任回避があったのではないかとされており、この辺の見直しも必要かと思っております。

また、労働安全衛生法ですが、これは高い基準の中で、線量が高いときに、消防もしくは原子炉への注水を行う際に、これは国民の契約では十分できない。労働安全衛生法の改正をするのか、もしくは非常時対応をする部隊を設置するのか。法制度の見直しが必要だと思っております。

もう一つは、半径5キロ圏で、これは即時避難区域ということになっているのですが、現実問題として、数時間で避難しなければいけないとき、夜中、冬などという状況で即時避難は難しい。いわゆる核シェルターのようなものを設置して、避難しなくてもいいような体制も含めて検討していただく必要があるかと思っております。

最後ですが、昨年9月、10月に発生した台風被害でありますけれども、特別警報の範囲、避難勧告の判断基準について、自治体から相当不満が出ております。それはなぜかといいますと、極めて広範囲に出すものですから、高台等でそもそも避難の必要がないところに洪水の危険があることを伝える義務があるということで、雨が降っていない地域も含めて避難の情報を出すようにと義務づけられたことに対する不満が強いということです。

一方で、土砂災害警戒情報で、これは5キロメッシュもしくは1キロメッシュで出せる警報なのですが、過去の例を調べてみると、土砂災害警戒情報をパスしてしまうと、それ以降、恐らく避難指示・避難勧告を出すタイミングがないということだと思っております。これについては伝達が義務づけられていないということ等、なかなか画竜点睛を欠くような状況になっていると思っておりますので、実効性のある住民避難が確保できるような制度の構築をぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

これに関して特に、そのほかも含めて御意見はございますでしょうか。

石原大臣、どうぞ。

○環境大臣 泉田委員から適切な御意見があったかと思っております。

原子力防災担当大臣として申させていただきますと、関係する地方公共団体の皆様の支援というものをしっかりしていかなければならないという立場に立って、これからも取り組ませていただきます。

また、御言及のございました5キロ圏内で、福島でも問題になりましたとおり、やはり病院の方等々はすぐに移動させるということは困難でございます。幸いにも成立をいたしました平成24年度の補正予算、また、今回これから御審議をいただく平成25年度補正予算案において、災害時に一時的に避難することの困難な病院等々の施設に対して放射線防護対策のための財政支援、新潟県のほうからも20億円程度の御要望をいただいておりますが、まだ予算が通っておりませんので終わっておりませんが、しっかりと対処させていただきたいと思っております。

もう一点、環境省の外局でございます原子力規制庁並びに原子力規制委員会のほうに関連するヨウ素剤の問題についてでございますが、規制庁の委員会のほうが厚労省等々と、その他関係する関係省庁と協力して、今の御指摘を踏まえてしっかりと取り組むように伝達をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○内閣府特命担当大臣（防災） ほかにございますでしょうか。

ありがとうございます。

今、泉田知事からも御指摘のございました、台風関連のいわば住民の避難勧告等々につきましては、現在、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの見直しをいたしております、本年度中にはやはり住民の安全というものを最優先としたマニュアルに見直しをしていきたいと考えております。引き続きの御意見を頂戴できればと思っております。

ほかに何かございますか。

それでは、特にないようでございますので、決定事項である議題3につきまして、原案のとおり決定をさせていただくということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、案件について、原案のとおり進めることといたします。

なお、本日の会議で諮問された、南海トラフ地震及び首都直下地震に係る地域の指定については、今後発生が予想されている大規模な地震に対する対策を適切に実行していくための前提となるものであり、この地域指定及びそれに続く防災対策のための施策の実施について、関係省庁の積極的な御協力をお願い申し上げたいと思っております。

それでは、最後に総理から一言お願いいたします。

○内閣総理大臣 皆様、お疲れさまでございました。

今日は、泉田知事からも適切な御意見を承りました。我々、しっかりとそうした御意見を受けとめながら万全を期していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○内閣府特命担当大臣（防災） 総理、ありがとうございました。

今後とも、防災対策の一層の充実に努めてまいりますので、各委員におかれましても御協力をお願い申し上げます。

なお、本日の審議の内容につきましては、本日の会見において私から記者発表させてい

ただきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。